

第 3 5 5 号 答 申

第 1 審査会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成27年 8月24日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

総務課人事係が受けている意見等全て（電子メールを含む。）（平成27年 8月 6日付け27総務第 8号の 7弁明意見書において、「実際に、ハラスメントを所管する総務課人事係においては、『ハラスメント審査に関わりたくない』とか『他の者に、この仕事を交代してもらうことが申し訳なくてできない』などの意見を受けているところである。」との記述がある。）（以下「本件対象文書」という。）

2 同年 9月 7日、実施機関は、本件対象文書は存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同年 9月28日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件対象文書を公開しない理由として、次のとおり主張している。

公開請求に係る行政文書を作成又は取得していない。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明意見書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件公開請求は、平成27年 8月 6日付け27総務第 8号の 7弁明意見書において「実際に、ハラスメントを所管する総務課人事係においては、『ハ

ラスメント審査に関わりたくない』とか『他の者に、この仕事を交代してもらおうことが申し訳なくてできない』などの意見を受けているところである。」と記述されており、ここに記述された「意見」が記載された行政文書を求めるものであると考えられる。

(2) しかしながら、実施機関において、本件請求に係る行政文書は作成又は取得されていない。

第 4 異議申立人の主張

1 本件異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を特定して公開することを求める。

2 本件異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している不服申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) そもそも、弁明意見書に「実際に、ハラスメントを所管する総務課人事係においては、『ハラスメント審査に関わりたくない』とか『他の者に、この仕事を交代してもらおうことが申し訳なくてできない』などの意見を受けているところである。」との記述がある。「実際に、意見を受けているところである。」ならば、当該意見を公開すれば良いし、弁明意見書に情報公開請求者を誹謗中傷するような事項を記述するのならば、それらの事項を証明できるようにしておくべきことは当然である。実施機関が説明責任を果たさないので、仕方なく行政文書公開及び個人情報開示の請求を行っているのであるから、その異議申立てに対する弁明意見書は責任をもって書いて頂きたい。

(2) したがって、実施機関は、「適切な根拠をもって弁明意見書を作成していること」を証明するためにも、事務局総務課人事係において、適切な当該請求に係る文書等の特定を行い、直ちに開示すべきである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件対象文書の有無が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件公開請求の対象となる行政文書について

(1) 当審査会が確認したところ、本件公開請求に記載の弁明意見書には、次のとおり記載されている。

異議申立人とその子である A は、A が申し立てたハラスメント審査に関連して、さまざまな情報公開請求・個人情報開示請求を行っているが、その中には、当該ハラスメント審査会の委員等に就任し、ハラスメント審査に関わったことで、ハラスメント審査会が行った審査に係る行政文書と関わりのない、委員等に関する情報を請求されている案件が多くある。

すなわち、実施機関としては、ハラスメント審査会の委員に就任したことにより、ハラスメント審査の関係者から、情報公開請求・個人情報開示請求を受け、様々な対応を強いられることになれば、今後、ハラスメント審査会の委員等への就任を躊躇することとなり、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるものである。

実際に、ハラスメントを所管する総務課人事係においては、「ハラスメント審査に関わりたくない」とか「他の者に、この仕事を交代してもらうことが申し訳なくてできない」などの意見を受けているところである。

(2) ハラスメント審査会について

ア 実施機関は、公立大学法人名古屋市立大学ハラスメント防止対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）第 7 に基づき、ハラスメントの有無及び改善のための措置を審議するため、ハラスメント審査会を設置することが定められており、第 7 (1) によると、ハラスメント審査会は、相談者が「改善のための措置」を希望する場合に開催される。

イ 公立大学法人名古屋市立大学ハラスメントの防止対策に関する規程（以下「防止対策に関する規程」という。）では、ハラスメント防止のための組織等に関し必要な事項を定めるとしており、ハラスメント審査会の運営についても定められている。第 11 条において、ハラスメント審

査会に幹事を置き、事務局総務課長、事務局コンプライアンス推進室長及び事務局学生課長をもって充て、幹事がハラスメント事務を分担して処理すると規定している。

ウ ハラスメント審査会の運営に係る総務課人事係の主な事務内容は、ハラスメント審査会の庶務（ハラスメント審査会の日程調整、会場確保、開催通知、会議資料の調整等）であり、これらの事務を行うため、事務局総務課人事係はハラスメント審査会委員の意見を聴く立場にあった。

(3) 上記(1)、(2)、第3-2実施機関の主張及び第4-2異議申立人の主張より、本件対象文書は、ハラスメント審査会事務を担当している総務課人事係がハラスメント審査に関連して受けた意見が記載された行政文書であると解し、本件対象文書の有無について以下検討する。

4 本件対象文書の有無について

(1) 当審査会が確認したところ、次の事実が認められる。

ア ハラスメント審査会については上記3(2)のとおり定められているものの、ガイドライン及び防止対策に関する規程において、ハラスメント審査会事務を担当している総務課人事係がハラスメント審査会委員から意見や苦情を受けた際の取扱いについては定められていない。

イ 総務課人事係は弁明意見書に記載されている意見を口頭で受けたものの、その意見を記載した行政文書を作成していない。また、その意見が記載された行政文書を取得していない。

ウ 弁明意見書に記載されている意見以外についても、その意見を記載した行政文書を作成又は取得していない。

(2) 上記(1)を踏まえると、本件公開請求の対象となる行政文書を作成又は取得していないとの実施機関の主張に、特段不合理な点は認められない。

(3) また、異議申立人の主張は、本件公開請求に至った経緯や実施機関に対する意見を述べているにすぎず、請求内容を満たす文書が存在すべき事情を述べるものではなく、存在をうかがわせる事情も見当たらない。

(4) 以上のことから、本件対象文書は存在しないと認められる。

5 異議申立人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記において述べたとおりであり、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|------------------------------|---|
| 平成27年10月 8日 | 諮問書の受理 |
| 10月30日 | 実施機関に弁明意見書を提出するよう通知 |
| 11月27日 | 弁明意見書の受理 |
| 12月 8日 | 異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述申出書を提出するよう通知 |
| 平成28年 1月 6日 | 反論意見書の受理 |
| 令和 3年 2月26日 (第34回第 2小委員会) | 調査審議 |
| 9月24日 (第41回第 2小委員会) | 調査審議 |
| 11月26日 (第43回第 2小委員会) | 調査審議 |
| 同日 (第43回第 2小委員会) | 異議申立人の意見を聴取 |
| 令和 4年 3月25日 (第47回第 2小委員会) | 調査審議 |
| 4月22日 (第48回第 2小委員会) | 調査審議 |
| 6月15日 | 答申 |

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充